

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

公告日：令和8年9月4日

茨城県竜ヶ崎工事事務所長 見澤 正勝

1 担当部局（問い合わせ先）

〒301-0007

茨城県竜ヶ崎市馴柴町35

茨城県竜ヶ崎工事事務所 契約課 担当：金澤

電話0297-65-1757

E-mail：ryudo01@pref.ibaraki.lg.jp

2 工事概要

(1) 工事番号 08 国補公園 第08-08-130-0-003 号 外合併

工 事 名 北浦川緑地遊具設置工事

(2) 工事場所 茨城県取手市中田 地内

(3) 工事内容

遊具設置工事 1式

ア 設計（以下「設計業務」という。）

- ・遊具の実施設計（詳細図面、数量計算書、構造計算等の資料作成を含む）

イ 施工（以下「建設工事」という。）

- ・遊具の製作・設置工事（基礎工事、土木工事、運搬費用を含む）
- ・遊具の設置に関連する工事（安全対策、注意看板、案内看板の設置等）
- ・資材搬入等に伴う搬入路整備（敷き鉄板等の仮設材の設置を含む）

なお、提案上限額を超えない範囲内で積極的な追加提案を求める。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月30日まで【想定工期：概ね7ヶ月間】

(5) 建設工事の種類（業種区分） 造園工事

(6) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に基づく「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計・施工一括タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者との間で価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本工事の契約相手方として随意契約する。

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して技術提案書及び参考見積書（設計業務及び建設工事）の提出を依頼し、技術提案書の内容に係るヒ

アリング等による技術審査、小学生アンケート及び価格審査を実施し、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで同様の手続きを行う。

(8)提案上限額 金 50,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額は、本工事の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。なお、施工に先立ち実施する設計業務費を含む額である。

3 競争参加資格

本工事の競争に参加できるものは、次のとおりである。(全てを満たすこと。)

参加資格	<u>造園工事</u> について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
施工実績	平成28年4月1日から令和8年3月31日の期間に、日本国内で、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した受注額3千万円以上の公園遊具設置工事(更新を含む。)を元請けとして竣工した施工実績を有していること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
配置技術者	ア 本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項第1号、第2号又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。 イ 1級造園施工管理技士の資格を有する等、造園工事について、建設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。 ウ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証(造園工事に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 エ 建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)について、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限る、配置予定技術者とすることを認める。(営業所技術者等の兼務特例) (ア)対象工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。 (イ)兼ねる工事の現場数が1以下であること。 (ウ)営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。 (エ)当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。 (オ)監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を当該建設工事に配置していること。 (カ)CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (キ)人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。

	(ク) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (ケ) 工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。 (コ) 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。 オ 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）について、経營業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とするとは認めない。 カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。 キ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号、第 2 号又は建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合はこの限りではない。（ケ、コ参照） ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第 3 号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする。なお、契約前までの間に 1 名を選択するものとする。 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（3 名まで）」は、「複数（3 名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「契約前までの間に 1 名を選択するものとする。」は、「契約前までの間に 1 名を選択し、監理技術者補佐を別に 1 名専任で配置するものとする。」と読み替える。 ケ 本工事は、専任特例 1 号の場合の監理技術者等（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下「専任特例 1 号の場合の監理技術者等」という。））の配置を認める工事である。専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は以下の(ア)～(コ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア) 各建設工事の請負代金が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。 (イ) 建設工事の現場間の距離が、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。 (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が 3 次以内であること。 (エ) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。 (オ) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (カ) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
--	---

	(キ) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (ク) 兼務する工事の数が2を超えないこと。 (ケ) 専任特例2号との併用でないこと。 (コ) 茨城県土木部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。 コ 本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の(ア)～(ケ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア) 監理技術者補佐を専任で配置すること。 (イ) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。 (ウ) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (エ) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。 (オ) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。 (カ) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。 (キ) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。 (ク) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ケ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
設計技術者※	直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
営業所の所在地	日本国内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
建設業許可	建設業法に基づく <u>造園工事</u> の建設業許可を受けていること。
経営事項審査	造園工事について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
共通事項	ア 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を（単体又は経常建設共同企業体として）を受けている者であること。

	イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。 ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画認可の決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。 エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申立てがなされている者ではないこと。 オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく指示及び営業の停止を受けてないこと。 カ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定に該当する者でないこと。 キ 競争に参加しようとしている者が、本公告日から、本工事の優先交渉権者選定通知までの期間に茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
--	--

※設計技術者：本工事において設計の技術上の管理を行う技術者として受注者が定めるもので、本工事の現場代理人、主任技術者及び監理技術者と兼務を認めることとする。

4 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

5 プロポーザルの手続きに係る事項

（1）本手続きに係るスケジュール（予定）

内容	日程
説明書等の縦覧及び配布期間	令和 8 年 9 月 4 日（金）から 令和 8 年 11 月 6 日（金）まで
競争参加資格に関する質問受付	令和 8 年 9 月 4 日（金）から 令和 8 年 9 月 9 日（水）17 時まで
その他説明書等に関する質問受付	令和 8 年 9 月 25 日（金）から 令和 8 年 9 月 30 日（水）17 時まで
質問に対する回答公表	質問を受理した日から 7 日以内（休日を除く） （入札情報サービスに掲載）
競争参加資格の確認申請書 及び競争参加資格確認資料の提出	令和 8 年 9 月 4 日（金）から 令和 8 年 9 月 17 日（木）まで
競争参加資格確認結果の通知	令和 8 年 9 月 25 日（金）頃
技術提案書、設計業務及び建設工事の参考 見積書の提出依頼	令和 8 年 9 月 25 日（金）頃

技術提案書、設計業務及び建設工事の参考見積書の受付	令和8年9月28日（月）から 令和8年11月6日（金）17時まで
技術提案書の審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月下旬
優先交渉権者の選定及び通知 技術提案の評価の通知	令和8年11月下旬

（２）競争参加に必要な図書の閲覧方法

関係資料はインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

（３）競争参加資格に関する質問の受付及び回答

- ア 受付期間：令和8年9月4日（金）～令和8年9月9日（水）17時まで
- イ 受付先：上記１に同じ
- ウ 受付方法：電子メールにて受付（E-mail:ryudo01@pref.ibaraki.lg.jp）
- エ 回答の公表：質問を受理した日から7日以内（休日を除く）に、入札情報サービス（PPI）に掲載する

（４）その他説明書等に関する質問の受付及び回答

- ア 受付期間：令和8年9月25日（金）～令和8年9月30日（水）17時まで
- イ 受付先：上記１に同じ
- ウ 受付方法：電子メールにて受付（E-mail:ryudo01@pref.ibaraki.lg.jp）
- エ 回答の公表：質問を受理した日から7日以内（休日を除く）に、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

（５）現場説明会は実施しない。

（６）競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ア 受付期間：令和8年9月4日（金）～令和8年9月17日（木）17時まで
- イ 提出場所：上記１に同じ
- ウ 提出資料：様式第2号～様式第3号様式他 各1部
- エ 提出方法：郵送（書留郵便に限る。）により、紙媒体で提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
※提出された申請書および確認資料について、説明等を求めることがある。

（７）競争参加資格確認通知書・提案書提出依頼書の通知

上記「５（６）競争参加資格確認申請書」等を提出した者について、担当部局において参加資格要件について書類審査を行い、「競争参加資格確認通知書」を送付する。なお、参加要件を満たしている者には、併せて「技術提案書及び参考見積書の提出依頼書」を送付する。

- ア 通知日：令和8年9月25日（金）頃
- イ 通知方法：申請者へ電子メールで個別に通知する。
※書類審査は、公告日現在をもって行うものとする。

（８）技術提案書及び参考見積書（設計業務及び建設工事）の提出

技術提案書及び参考見積書の提出依頼書を受けた者は、技術提案書及び参考見積書（設計業務及び建設工事）を提出すること。

- ア 提出期間：令和 8 年 9 月 28 日（月）～令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時（必着）
- イ 提出場所：上記 1 に同じ
- ウ 提出資料：様式第 9 号～様式第 11 号他各 2 部及び電子データ 1 式（CD-R、DVD-R 等）
（詳細は説明書参照）
- エ 提出方法：郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- オ 電子データの形式：電子データは PDF 形式（.pdf）により提出するものとし、文字情報の検索、コピー及び貼り付けが可能なデータとすること。

（9）提出資料作成に係る費用負担

競争参加資格申請書及び技術提案書等の作成に要する費用は全て、競争参加者の負担とする。

6 技術提案に係る事項

（1）背景

北浦川緑地は、本格的な人工芝のサッカー場、様々なスポーツに利用可能な多目的広場、ストレッチ運動が行える健康器具を備えたフィットネスコーナー、無料で利用できるスケートボードパークやバーベキュー広場、今年 4 月にオープンした 3×3 のバスケットコートなど、多様な機能を有する施設が整備されている。

現在、未開園区域約 3.5ha の整備を進めているところであり、地域住民をはじめ幅広い世代に親しまれる、より魅力的で質の高い公園を目指している。

（2）本工事で求める技術提案

本工事は、北浦川緑地で整備を進める遊具広場において、公園のシンボルとなる大型複合遊具を設置するものである。工事の実施に当たっては、公園の目玉として利用者を惹きつける魅力、独創的なデザイン及び多様な遊び機能を備えるとともに、一部にインクルーシブ機能を取り入れた、幅広い年齢の児童が楽しめる大型複合遊具の整備を図るため、設計・施工一括発注型の技術提案・交渉方式により、民間企業の創意工夫や専門的な知見をいかした技術提案を求めるものである。

（3）技術提案に関する条件

- ア 公園の目玉となる大型複合遊具を設置すること。
- イ 大型複合遊具は、周辺や公園の景観を損なわない独創的なデザインにすること（遊具の形状、色調、意匠、シンボリックなデザイン）。
- ウ 大型複合遊具には、例えば、登る、滑る、渡る、くぐる等の複数の遊び要素を備え、幅広い年齢の児童（6 歳～12 歳）が楽しめるものとし、一部にインクルーシブ機能を設けるものとする。インクルーシブ機能は大型複合遊具との一体性又は連続性に配慮すること。
- エ 遊具にはゴムチップ、セーフティマット等必要な安全施設を設置すること。
- オ 遊具の基準は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」令和 6 年 6 月（国土交通省）及び「遊具に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。
- カ 遊具の材質・塗装は、長寿命化が図られるよう腐食しにくく、耐久性が優れたものを選定すること。
- キ 維持管理がしやすいよう部材の交換、修繕が容易な材質・構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ク 遊具の分かりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ケ 遊具の遊び方、対象年齢、注意事項等を記載した案内板を適切に配置すること。
- コ 遊具の安全領域は、提案者が適切に設定し、提案は当該安全領域内で行うこと。将来的に遊

具、休憩施設その他公園施設の増設に対応できるよう、空間利用及びゾーニングに配慮すること。

サ 安全領域外において別途工事（立入防護柵、芝生等）を予定しているため、受注後に監督員と協議し、必要な調整を行うこと。

シ 基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。

ス 地耐力については、実施設計時に調査を実施し、構造上不足する場合は必要な措置を講ずること。

（４）技術提案の履行について

受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は、施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

また、技術提案内容は契約上の履行義務となり、受注者は提案内容に沿った設計及び施工を行うものとする。

なお、提案内容に建築基準法上の建築物又は工作物に該当する構造物が含まれる場合は、受注者の責任において建築確認申請の可否を判断し、必要な申請・検査を行うこと。

7 技術提案の審査

（１）審査委員会の設置

本工事の優先交渉権者の選定については、技術提案・交渉方式によるものとし、提案書類の審査に当たっては、「北浦川緑地遊具設置工事審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）技術提案書の審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

技術提案書を提出した提案者を対象として、審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングによる技術提案に係る審査を実施する。

ア 開催日程：令和８年１１月下旬（予定）

※プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、後日、審査委員会事務局（以下「事務局」という。）より参加対象者あて連絡する。

イ 事務局

〒３１０－８５５５

茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県土木部都市局都市整備課 公園緑地Ｇ

電話０２９－３０１－４６５５

E-mail：koen@pref.ibaraki.lg.jp

ウ 留意事項

（ア）プレゼンテーションは原則非公開とし、事務局の記録用として録音・録画を行う。

（イ）提案者はプレゼンにおいて、企業名及び見積書の提案価格を公表してはならない。また、技術提案書の内容を逸脱する説明や、新たな追加資料の配付は認めない。ただし、技術提案書の内容の範囲内で整理・再構成したプレゼンテーション用資料の使用は妨げない。

（ウ）提案者が１者の場合においても審査基準に従い審査を行い、その評価点に応じて優先交渉権者に選定する。なお、提案者が１者の場合は、小学生アンケートは実施しないものとする。

（エ）提案書及び補足説明資料には、会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

(3) 失格基準

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- ア 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- ウ ヒアリング等に出席しなかったもの。
- エ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- オ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。
- カ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

(4) 技術提案の評価に関する基準

提出された技術提案書について、以下の評価基準に基づき、審査委員会による技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）、小学生アンケート及び価格審査により技術提案書の評価する。

ア プレゼンテーション・ヒアリング（配点 200 点）

(ア) 評価基準

評価項目	小項目	評価の視点	配点	
大型複合遊具	シンボル性	大型複合遊具の規模、高さ、意匠性（デザイン、配色、造形）が十分であり、北浦川緑地の新たなシンボルとして魅力があるか。	50	130
	遊びの多様性	多様な遊び機能（例：登る、滑る、くぐる、渡る等）を有し、幅広い年齢の児童が挑戦性や達成感を感じながら、様々な遊び方を選択でき、繰り返し利用したくなる魅力的な構成となっているか。	50	
	インクルーシブ性	インクルーシブの考え方を踏まえた遊び機能に配慮がなされているか。	20	
	配置計画	将来的な遊具、休憩施設その他公園施設の増設に対応できる空間利用及びゾーニングとなっているか。	10	
安全への配慮	安全対策	遊具の事故防止に向けた安全対策及び暑熱対策が適切に講じられるとともに、セーフティマット、対象年齢表示、案内板等の安全施設が適切に計画されているか。	20	40
	利用環境	利用者の動線、安全領域及び遊具構成が適切であり、保護者の見守りやすさに配慮した安全な利用環境が確保されるとともに、緊急時に保護者や管理者が速やかに対応できる構造となっているか。	20	
維持管理	耐久性	遊具の劣化軽減や長寿命化に配慮した耐久性の高い部材・材料を使用しているか。	10	20
	修繕性	汎用性・調達性など修繕や部材交換が容易なメンテナンス性に優れた提案となっているか。	10	
自由提案	独自提案	北浦川緑地や取手市の魅力を高める独自の提案があるか。	10	10
計			200 点	

(イ) 算定方法

審査委員は、それぞれの小項目の配点を上限として、評価の視点に基づき採点するものとする。採点に当たっては、下表に示す標準的な評価割合（参考値）を基本としつつ、提案内容の

独自性、実現性、安全性、維持管理性、利用者への配慮その他の総合的な観点から、必要に応じて加点又は減点を行うことができる。

評価点は、審査委員が付した小項目ごとの平均値（四捨五入、小数第1位）の合計とする。

〈標準的な評価割合（参考値）〉

評価区分	評価内容の目安	配点に対する評価割合
特に優れた提案	要件を極めて高い水準で満たし、当該評価項目の観点から総合的に優れている	100%
優れた提案	要件を十分に満たし、総合的に高い水準で評価できる	80%
評価できる提案	要件を概ね満たし、一定の水準で評価できる	60%
やや評価できる提案	要件の一部に不足があるが、一定の評価は可能である	30%
評価できない提案	要件を満たさず、評価できない	0%

※上記割合は審査委員が採点する際の目安であり、提案内容に応じて、委員は上限100%の範囲内で柔軟に点数を付すことができる。

※配点を超える評価（例：110%等）は行わない。

（ウ）非選定基準

- ・技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）において、小項目の評価点が1項目でも0点（評価できない提案）があるもの。
- ・技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）による評価点の合計が配点（200点）の60%未満のもの。

イ 小学生アンケート（配点20点）

主に遊具を利用する子どもたちの意見を評価に反映するため、取手市内の小学校に通学する児童を対象にアンケートを実施する。技術提案書の「提案目的物の概要図（完成予想イラスト）」により、各提案を比較し投票形式で遊んでみたいと思う遊具を選定するものとする。

- ①公平性を保つためイラストのみを基本とし、キャプションその他の説明文は用いないこと。
- ②アンケート結果は、次の方法により評価点として算定する。

$$\text{評価点} = 20 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{当該提案者の得票数}}{\text{総得票数}} \right)$$

※四捨五入で小数点第1位まで算定

ウ 価格審査（配点10点）

提案上限額を超えないこと。提案上限額に対する絶対評価でなく、提出されたすべての提案見積額を比較することによる相対評価とする。

$$\text{評価点} = 10 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最も低い提案額}}{\text{当該提案者の提案額}} \right)$$

※四捨五入で小数点第1位まで算定

（5）提案者多数の場合の予備審査

提案者が多数となった場合は、審査委員会において予備審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を5者程度に選定することがある。予備審査の方法及び基準は、説明書に定める。

（6）優先交渉権者の選定

技術提案書に関する審査委員会による技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）、小学生アンケート及び価格審査の結果による総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、同じ総合評価点の者が複数いる場合は、（4）ア（ア）評価基準における評価項目の「大型

複合遊具」の評価点がより高い者を上位とする。これにおいても順位が決しない場合は、審査委員会の協議により順位を決定する。

(7) 優先交渉権者の通知

優先交渉権者として選定した者には、担当部局より書面により優先交渉権者選定の通知をする。
また、総合評価点が次順位以降の者に対しては、交渉権者選定の通知、それ以外（失格基準、非選定基準等）の者には、非選定とした旨及びその理由を書面により通知する。

8 随意契約に関する事項

(1) 価格等の交渉

優先交渉権者から設計業務及び建設工事についての見積を徴収し、価格等の交渉を行う。

なお、見積金額は、5（8）参考見積書と同額とし、原則、これを変更することはできないものとする。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、技術提案に関する総合評価点が次順位の交渉権者に対して価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、その意思がある場合に交渉を行う。

見積の提出期限、提出先及び提出方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。

また、優先交渉権者として選定された者は、技術提案（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案）に基づく内容により、見積を行うことを条件とし、これに違反した場合は価格等の交渉は行わない。

(2) 随意契約の相手方の決定

上記8（1）価格等の交渉の結果、交渉が成立した優先交渉権者に特定の通知（以下「特定通知」という。）を行うとともに、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

また、特定通知をした相手方を随意契約の相手方とする。

9 契約の方法等

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 随意契約の該当条項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に準ずる。

(3) 契約保証金

請負代金の額（設計業務費及び建設工事費の合計額）の100分10以上の契約保証金を納付すること。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行所掌保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 前払金、中間前払金、部分払

ア 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（イにおいて「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ 中間前払金

中間前払い金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

ウ 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

エ その他

ウの請求の後に、イの請求は出来ないものとする。

(5) 契約書

本工事で指定する建設工事請負契約書により、契約書を作成するものとする。

(6) 議会議決の要否

不要

(7) 契約の効力

契約日から本契約とする。

(8) 契約不適合責任期間

使用する契約約款の定めるところによる。

(9) 建設リサイクル法関連

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

10 その他

(1) 技術提案書の無効

競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認されなかった者が提出した技術提案書、並びに、競争参加資格が確認された者であっても、競争参加資格確認申請書又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(2) 相談・協議等の禁止

提出を行う技術提案の作成にあたっては、本工事の競争に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者としての選定はしない。

(3) 競争参加者が、契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者となった場合又は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 提出する書類の作成方法の詳細等は説明書による。